



平成13年1月16日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所3，4号機「環境影響評価準備書」届出
及び「増設計画書（一部変更）」の提出について

当社は、本日、敦賀発電所3，4号機増設計画について、環境影響評価法及び電気事業法に基づく「環境影響評価準備書」を、経済産業大臣宛に届出るとともに、福井県知事、敦賀市長及び美浜町長宛に送付いたしました。

当準備書は、環境影響評価方法書に対する地元の皆様、福井県知事のご意見及び通商産業大臣の勧告を踏まえ、取りまとめたものです。

なお、当準備書につきましては、環境影響評価法に基づき、1ヶ月にわたって縦覧を実施いたしますとともに、1月25日（木）に敦賀市において「準備書説明会」を開催する予定です。

また、平成12年2月22日に福井県及び敦賀市ご当局に提出しました「敦賀発電所3，4号機増設計画の事前了解願い」に添付した「増設計画書」についても、準備書の内容と整合を図るために一部内容を変更しましたので、本日、両ご当局へ提出いたしました。今後とも、関係ご当局を始め地元の皆様のご理解、ご協力を得るよう努力して参る所存です。

以上

- 添付1 敦賀発電所3，4号機増設計画 環境影響評価準備書要約書
添付2 敦賀発電所3，4号機増設計画 環境影響評価のあらまし
添付3 敦賀発電所3，4号機増設計画について

-
- 参考資料1 敦賀発電所3，4号機増設計画 環境影響評価準備書に係るお知らせ
参考資料2 環境影響評価の流れ
参考資料3 敦賀発電所3，4号機増設計画（予定）
参考資料4 「敦賀発電所3，4号機増設計画について」の一部変更箇所（1）
参考資料4 「敦賀発電所3，4号機増設計画について」の一部変更箇所（2）

敦賀発電所 3, 4 号機増設計画 環境影響評価準備書に係るお知らせ

当社は、環境影響評価法に基づき、敦賀発電所 3, 4 号機増設計画環境影響評価準備書を作成しましたので、次のとおりお知らせいたします。

【事業者の氏名及び住所】

名 称 日本原子力発電株式会社
代表者 取締役社長 鷲見 禎彦
住 所 東京都千代田区大手町 1－6－1

【対象事業者の名称、種類及び規模】

名 称 敦賀発電所 3, 4 号機増設計画
種 類 原子力
規 模 153 万 8 千キロワット 2 基

【対象事業所が実施されるべき区域】

福井県敦賀市明神町及び浦底

【関係地域の範囲】

福井県敦賀市及び美浜町

【縦覧】

縦覧場所 敦賀市役所（敦賀市中央町 2－1－1）
美浜町役場ロビー（三方郡美浜町郷市 25－25）
福井原子力センターロビー（敦賀市吉河 37－1）
日本原子力発電株式会社 敦賀地区本部（敦賀市本町 2－9－16）
敦賀原子力館（敦賀市明神町 1）
福井事務所（福井市大手 3－4－1 放送会館 4 階）

【縦覧期間】

平成 13 年 1 月 17 日(水) から平成 13 年 2 月 16 日(金)まで
（自治体庁舎については、土曜、日曜及び祝日は除く。福井原子力センターについては、第 3 日曜及び祝日は除く。当社敦賀地区本部、敦賀原子力館及び福井事務所では毎日縦覧。）

【縦覧時間】

午前9時から午後5時まで

（ただし、福井原子力センターは午後4時まで、当社敦賀原子力館は午後4時30分まで）

【意見書の提出】

準備書について、環境の保全の見地からのご意見を、書面により次のとおり提出することができます。

（1）意見書の提出期限 平成13年3月2日（金）（当日消印有効）

（2）意見書の提出先 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1

日本原子力発電株式会社 準備書ご意見係

（3）意見書の記載事項

イ. 氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ロ. 提出の対象である準備書の名称

ハ. 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

環境影響評価法に基づき、敦賀発電所3、4号機増設計画環境影響評価準備書の説明会を開催致しますので、次のとおりお知らせ致します。

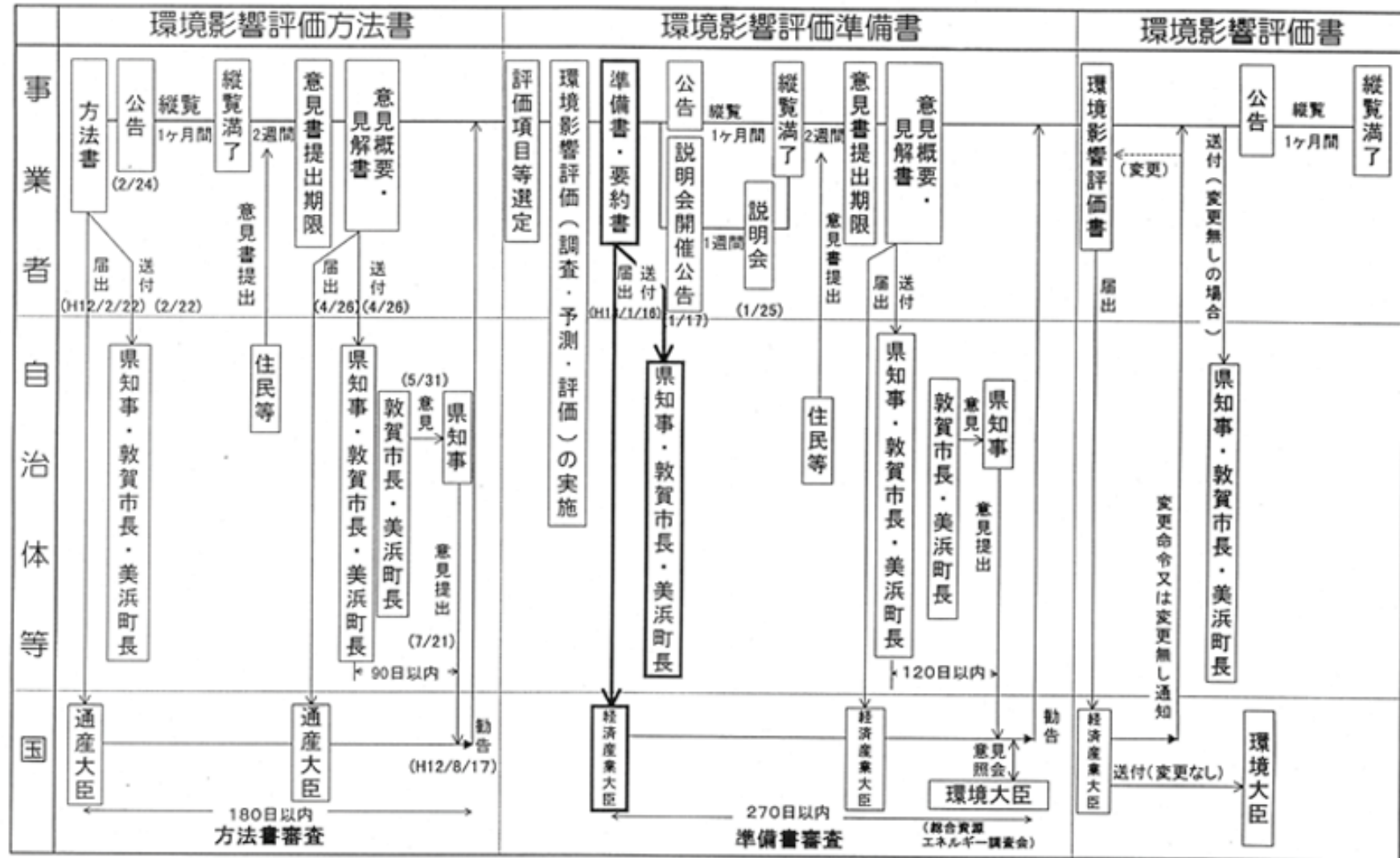
【説明会の開催する日時及び場所】

日時 平成13年1月25日（木） 午後6時30分～午後8時30分（午後6時開場）

場所 敦賀市民文化センター 大ホール（敦賀市桜町7-1）

環境影響評価の手続の流れ

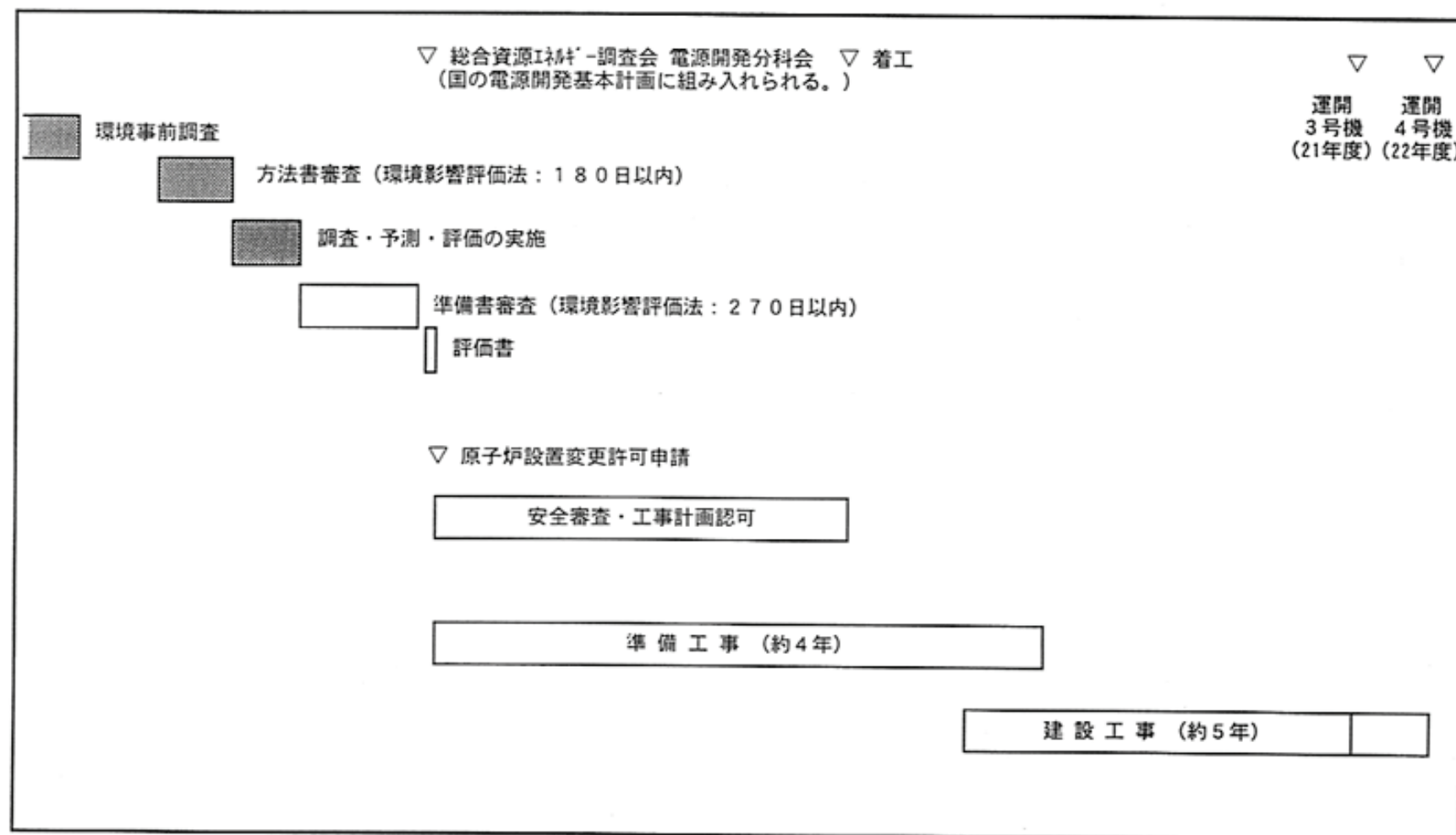
参考資料 2



敦賀発電所 3, 4 号機 増設計画（予定）

参考資料 3

平成13 年1月16日
日本原子力発電（株）



「敦賀発電所3, 4号機増設計画について」の一部変更箇所(1)

「敦賀発電所3, 4号機増設計画について」の一部変更箇所

環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の内容と整合を図るため、以下のとおり増設計画の一部を変更する。

1. 次の項目について、それぞれ下表の内容に変更する。

項 目	頁	変更内容		変更理由
		変更前	変更後	
2. 増設計画の概要 (1) 敦賀発電所3, 4号機の概要 ④ 発電所用水	3	a. 所要水量 1, 2号機(既 設) 最大時 約3,500 トン/日 3, 4号機(今回増設分) 最大時 約4,200 トン/日	a. 所要水量 1, 2号機(既 設) 最大時 約4,000 トン/日 3, 4号機(今回増設分) 最大時 約4,200 トン/日	実績ベースから設備の最大容量に記載を変更 敦賀市上水道整備計画に基づき追記
		b. 水源 ... 各水源の流量または容量は、次のとおりです。 平均流量 洪水流量 1, 2号機(既 設) 高牧川 約2,320 トン/日 約 890 トン/日 西節溪流上流部 約5,660 トン/日 約1,530 トン/日 3, 4号機(今回増設分) 西節溪流下流部 約6,600 トン/日 約 900 トン/日 海木炭水化装置 容量 約1,400 トン/日 2基	b. 水源 ... 各水源の流量または容量は、次のとおりです。 平均流量 洪水流量 1, 2号機(既 設) 高牧川 約2,320 トン/日 約 890 トン/日 西節溪流上流部 約5,660 トン/日 約1,530 トン/日 3, 4号機(今回増設分) 西節溪流下流部 約6,600 トン/日 約 900 トン/日 海木炭水化装置 容量 約1,400 トン/日 2基 <u>また、発電所用水のうち生活用水として、敦賀市上水道の利用を計画しています。</u>	
3. 土地利用計画 (1) 土地利用の概要	10	具体的には、3, 4号機増設のために約34万平方メートルの用地が必要となりますが、このうち約9万平方メートルを山地の切り取りにより確保し、残りの約25万平方メートルを海面の埋立てにより確保します。	具体的には、3, 4号機増設のために約29万平方メートルの用地が必要となりますが、このうち約9万平方メートルを山地の切り取りにより確保し、残りの約20万平方メートルを海面の埋立てにより確保します。	環境影響評価方法書に対する福井県知事意見を踏まえた土地利用計画の見直し
		また、工事に当たって約23万平方メートルの仮設用地及び土捨場が必要となりますが、上で述べた用地内(既設側含む)で確保できない約15万平方メートルについては、 <u>社有地内及び隣接地で確保します。</u>	また、工事に当たって約23万平方メートルの仮設用地及び土捨場が必要となりますが、上で述べた用地内(既設側含む)で確保できないもののうち、約14万平方メートルは <u>社有地内及び隣接地で、その他については近隣の用地で確保します。</u>	
3. 土地利用計画 (2) 主要建屋の概要	11	原子炉建屋 約1万3千平方メートル タービン建屋 約1万5千平方メートル 制御建屋及び補助建屋 約6千平方メートル その他付属建屋 約2万5千平方メートル 新開閉所用地 約1万4千平方メートル 合 計 約1万3千平方メートル	原子炉建屋 約1万3千平方メートル タービン建屋 約1万5千平方メートル 制御建屋及び補助建屋 約6千平方メートル その他付属建屋 約2万2千平方メートル 新開閉所用地 約1万4千平方メートル 合 計 約1万5千平方メートル	同 上

「敦賀発電所3，4号機増設計画について」の一部変更箇所（2）

項 目	頁	変更内容		変更理由
		変更前	変更後	
3. 土地利用計画 (3) 工場立地法との関係	11	① 緑地面積は約505 万平方メートルで、発電所社有地面積約 <u>565</u> 万平方メートルに対する割合は100 分の <u>89</u> となり、工場立地法の基準「100 分の20 以上」を上回ることになります。	① 緑地面積は約505 万平方メートルで、発電所社有地面積約 <u>560</u> 万平方メートルに対する割合は100 分の <u>90</u> となり、工場立地法の基準「100 分の20 以上」を上回ることになります。	環境影響評価方法書に対する福井県知事意見を踏まえた土地利用計画の見直し
		② 生産施設敷地面積（この場合、主要建屋の建築面積等すべてを含むものとして）約 <u>17</u> 万平方メートルは、発電所社有地面積約 <u>565</u> 万平方メートルの100 分の3 となり、工場立地法の基準「100 分の15 以下」を下回ることになります。	② 生産施設敷地面積（この場合、主要建屋の建築面積等すべてを含むものとして）約 <u>16 万7 千</u> 平方メートルは、発電所社有地面積約 <u>560</u> 万平方メートルの100 分の3 となり、工場立地法の基準「100 分の15 以下」を下回ることになります。	

2. 次の図面について、それぞれ下表の内容を変更する。

図	頁	変更内容	変更理由
第1図 敦賀発電所位置図	6		
第2図 敦賀発電所全体配置計画図	7	地形改変の抑制（埋立面積の縮小等）	環境影響評価方法書に対する福井県知事意見を踏まえた土地利用計画の見直し
第6図 敦賀発電所3，4号機増設に係る土地利用計画図	13	とこれに伴う施設配置計画，仮設用地及び土捨場計画の変更	
第7図 温排水拡散予測範囲図（表層，冬季）	15		
第3図 敦賀発電所3，4号機完成予想図	8	・地形改変の抑制（埋立面積の縮小等） とこれに伴う施設配置計画の変更 ・建屋色彩計画の変更	同上及び周辺景観により調和した建屋色彩計画への変更

3. 添付書類

「敦賀発電所3，4号機増設計画について」（平成12年2月，平成13年1月一部変更）